



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 国民年金保険料の「2年前納」制度について

### 1. 2年間で15,000円程度の割引になり、さらにお得になります

「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。なお、平成29年4月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が可能になりました。

### 2. 平成29年度の2年前納の割引額

**口座振替2年前納の割引額は15,640円です**

29年度保険料 16,490円 × 12カ月 + 30年度保険料 16,340円 × 12カ月 = 393,960円  
393,960円 - 15,640円 = 378,320円

【口座振替による保険料額と割引額】

	6カ月前納	1年前納	2年前納
平成29年度	97,820円 (1,120円)	193,730円 (4,150円)	378,320円 (15,640円)

保険料額は厚生労働省告示により確定した金額です。  
( )は毎月納める場合と比較した割引額です。

**現金及びクレジットカード納付2年前納の割引額は14,400円です**

29年度保険料 16,490円 × 12カ月 + 30年度保険料 16,340円 × 12カ月 = 393,960円  
393,960円 - 14,400円 = 379,560円

【現金およびクレジットカード納付による保険料額と割引額】

	6ヶ月前納	1年前納	2年前納
平成29年度	98,140円 (800円)	194,370円 (3,510円)	379,560円 (14,400円)

保険料額は厚生労働省告示により確定した金額です。  
( )は毎月納める場合と比較した割引額です。

### 3. 2年前納の手続

お申込み期限・・・毎年2月末までに、下記の方法により、金融機関の窓口、または年金事務所(郵送も可)へご提出ください

お申込み方法・・・口座振替の場合・・・「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」基礎年金番号の記入等、必要事項を記入

クレジットカードの場合・・・「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入

現金の場合・・・「2年前納保険料を現金で納付したい」旨を年金事務所にお申し出ください  
申出書が送付されてきます